CLTで地方創生を実現する首長連合規約

(名称)

第1条 本会は、「CLTで地方創生を実現する首長連合(以下「本会」 という。)」と称する。

(目的)

第2条 本会は、成熟化する我が国の森林資源を生かすため、新たな木材需要の喚起が期待されるCLTの早期普及に向け、各地域が連携して取り組むことにより、都市等における建築物の木造化の推進と併せて、CLTに関する関連産業の育成を進め、地域づくりやその振興につなげ、地方創生を実現することを目的とする。

(活動内容)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。
 - (1) 国及び関係機関への政策提言に関すること。
 - (2) CLTの普及推進及び地域づくりに向けた情報交換に関する こと。
 - (3) その他目的を達成するために必要な活動。

(構成)

- 第4条 本会は、都道府県及び市町村の首長が、本会の趣旨に賛同し、 参加表明書を本会に提出した者で構成(以下「構成員」という。)す る。
- 2 構成員は、脱会届を提出することで本会を脱会することができる。

(共同代表)

- 第5条 本会には、都道府県から1名、市町村から1名の2名共同代表を置く。
- 2 共同代表は、構成員の互選による。
- 3 任期は、2年とし、再任を妨げない。

(職務)

第6条 共同代表は、本会を代表し、その活動を総括する。

(会議)

- 第7条 会議は、共同代表が協議し、いずれかが召集する。
- 2 会議の議長は、共同代表のうち、いずれかがが務める。
- 3 会議の議決は、構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の 過半数の同意をもって決する。
- 4 緊急を要する事項は、書面により、構成員の過半数の同意をもって決する。

(幹事)

- 第8条 構成員ごとに幹事各1名を置く。
- 2 幹事は、首長がそれぞれ選出する。
- 3 幹事の中から、別に定めるブロックごとに代表幹事を置くことが できる。

(幹事会)

- 第9条 幹事会は、幹事をもって構成し、本活動の準備などに関して、 電磁的方法等により、協議を行う。
- 2 幹事会の運営は、事務局が当たる。

(事務局)

- 第10条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、共同代表のうち、いずれかの自治体が務める。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項は、共同代表が協議し、別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成27年8月14日から施行する。
- 2 本会の設立時に参加表明した首長は、第4条の参加表明書を提出したものとみなす。